

大口町告示第39号

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部を
改正する要綱

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱（平成31年大口町告示第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「40万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の規定は、施行日以後に交付決定を受けたものに適用し、施行日前までに交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の額)</p> <p>第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、<u>20万円</u>を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、<u>40万円</u>を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>